



福島医発第 213 号 (総)

平成 23 年 4 月 20 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松田 峻一良

(公印省略)

医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、日本医師会より別添のとおり医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正について周知協力方依頼がありました。

今回の改正により、補助対象として地域協議会経費が追加されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、関係医療機関等に周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、医師臨床研修費補助事業の交付申請の手続き等につきましては、以下のホームページに掲載される予定です。

厚生労働省医師臨床研修制度のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/rinsyo/index.html>

小郡三井医師会より

会長 蒲池 壽

(生3)

平成23年4月14日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

三 上 裕



医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正について

医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正につきましては、平成22年4月15日付（生2）をもってお送りいたしました。

今般、別添の通り、厚生労働省医政局長より、医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正について、周知、協力方依頼がありました。

今回の改正により、補助対象として地域協議会経費が追加されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、医師臨床研修費補助事業の交付申請の手続き等につきましては、以下のホームページに掲載される予定でありますことを申し添えます。

厚生労働省医師臨床研修制度のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/rinsyo/index.html>

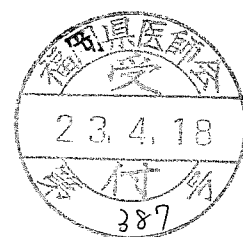
（添付資料）

1. 医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正について

（平23. 3. 30 医政発0330第2号 日本医師会長宛 厚生労働省医政局長通知）

2. 医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正について

（平23. 3. 30 医政発0330第1号 厚生労働省医政局長通知）



医政発0330第2号
平成23年3月30日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長

医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添のとおり通知を発出しましたので、御了知いただきますとともに、会員各位に広く周知されることについて格段の御配意を賜りますようお願い申し上げます。



医政発0330第1号
平成23年3月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



医師臨床研修費補助事業実施要綱の一部改正について

標記については、「医師臨床研修費補助事業の実施について」（平成16年10月7日付け医政発第1007014号医政局長通知）の別添により通知しているところであるが、今般、別添のとおりその一部を改正し、平成23年度から適用することとしたので通知する。

なお、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

改正後	改正前
医師臨床研修費補助事業実施要綱 1 目的 この事業は、平成16年度からの医師臨床研修の必修化を踏まえ、医師としての基盤形成時期に、医師としての人格を涵養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる傷病に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力（態度・技能・知識）を修得するための臨床研修を支援することを目的とする。 2 補助対象 <u>（1）教育指導経費</u> 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年12月11日厚生労働省令第158号（以下「臨床研修に関する省令」という。））に基づき指定を受けた公私立の臨床研修病院及び臨床研修に関する省令に準じて臨床研修を行う医学を履修する課程を置く公私立大学に附属する病院であり、現に臨床研修医を受け入れている病院、又は、これに準ずる施設で厚生労働大臣が適当と認めるもの及び病院と臨床研修医の間において、原則として雇用契約の中に研修プログラムに定められている病院以外で診療に従事しない旨を明らかにされているものを対象とする。 <u>（削除）</u>	医師臨床研修費補助事業実施要綱 1 目的 この事業は、平成16年度からの医師臨床研修の必修化を踏まえ、医師としての基盤形成時期に、医師としての人格を涵養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる傷病に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力（態度・技能・知識）を修得するための臨床研修を支援することを目的とする。 2 補助対象 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年12月11日厚生労働省令第158号（以下「臨床研修に関する省令」という。））に基づき指定を受けた公私立の臨床研修病院及び臨床研修に関する省令に準じて臨床研修を行う医学を履修する課程を置く公私立大学に附属する病院であり、現に臨床研修医を受け入れている病院、又は、これに準ずる施設で厚生労働大臣が適当と認めるもの及び病院と臨床研修医の間において、原則として雇用契約の中に研修プログラムに定められている病院以外で診療に従事しない旨を明らかにされているものを対象とする。 なお、<u>国（国立大学法人、独立行政法人国立病院機構及び国立高度専門医療研究センターを含む。）が開設する病院（以下「補助対象外」という。）は補助の対象としない。</u> また、<u>臨床研修を行う病院において、医事に関する犯罪又は不正行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的（良質な研修の実施）を達成することが困難であると地方厚</u>

生局長が認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。
なお、詳細は別に定める。

(2) 地域協議会経費

平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長
通知「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行
について」（以下「省令施行通知」という。）に基づいて設置された臨床
研修に関する地域協議会（以下「地域協議会」という。）であり、地域協
議会の会則等で都道府県の行政担当者を構成員として含むこと、かつ募集
定員の調整等について協議する際に都道府県内の全ての基幹型臨床研修
病院及び基幹型相当大学病院に意見を求めることとしているものを対象
とする。

3 補助対象外

国（国立大学法人、独立行政法人国立病院機構及び国立高度専門医療研
究センターを含む。）が開設する病院又は設置する地域協議会（以下「補
助対象外」という。）は補助の対象としない。

また、臨床研修を行う病院又は地域協議会において、医事に関する犯罪
又は不正行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると
認められる場合等、補助目的（良質な研修の実施）を達成することが困難
であると地方厚生局長が認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しな
いことがある。なお、詳細は別に定める。

4 事業内容

省令施行通知に基づく臨床研修事業とする。

5 申請の手続き

(1) 教育指導経費

補助金の申請は、原則として病院群単位でプログラム毎に所要の経費を

3 事業内容

平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長
通知「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行
について」に基づく臨床研修事業とする。

4 申請の手続き

補助金の申請は、原則として病院群単位でプログラム毎に所要の経費を
取りまとめ、研修管理委員会の了承の下、代表施設（原則として、基幹型

取りまとめ、研修管理委員会の了承の下、代表施設（原則として、基幹型臨床研修病院）が手続きを行うこととする。

① 基幹型臨床研修病院が補助対象外の場合は、代表となる補助対象の協力型臨床研修病院が当該病院群の補助対象施設（協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設）の研修に係る経費を取りまとめて申請することができるものとする。

また、協力型臨床研修病院についても補助対象外の場合にあつては、代表となる臨床研修協力施設が申請することができるものとする。

② 同一の病院群において、補助対象外の協力型臨床研修病院と臨床研修協力施設が参加している場合には、臨床研修医の受け入れの実態等（人数、期間等）によって、補助基準額を減額するものとする。

③ 一病院において複数のプログラムを有している場合は、按分等の方法によりプログラム毎に経費を明確に区分するものとする。また、対象経費の計上において、当該経費が専任、専用でない場合は、業務内容や使用頻度等により経費を按分して対象経費に計上するものとする。

(2) 地域協議会経費

補助金の申請は、地域協議会の設置者が所要の経費をとりまとめ、手続きを行うこととする。

臨床研修病院）が手続きを行うこととする。

(1) 基幹型臨床研修病院が補助対象外の場合は、代表となる補助対象の協力型臨床研修病院が当該病院群の補助対象施設（協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設）の研修に係る経費を取りまとめて申請することができるものとする。

また、協力型臨床研修病院についても補助対象外の場合にあつては、代表となる臨床研修協力施設が申請することができるものとする。

(2) 同一の病院群において、補助対象外の協力型臨床研修病院と臨床研修協力施設が参加している場合には、臨床研修医の受け入れの実態等（人数、期間等）によって、補助基準額を減額するものとする。

(3) 一病院において複数のプログラムを有している場合は、按分等の方法によりプログラム毎に経費を明確に区分するものとする。また、対象経費の計上において、当該経費が専任、専用でない場合は、業務内容や使用頻度等により経費を按分して対象経費に計上するものとする。

医師臨床研修費補助事業実施要綱

1 目的

この事業は、平成16年度からの医師臨床研修の必修化を踏まえ、医師としての基盤形成時期に、医師としての人格を涵養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる傷病に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力（態度・技能・知識）を修得するための臨床研修を支援することを目的とする。

2 補助対象

(1) 教育指導経費

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年12月11日厚生労働省令第158号（以下「臨床研修に関する省令」という。））に基づき指定を受けた公私立の臨床研修病院及び臨床研修に関する省令に準じて臨床研修を行う医学を履修する課程を置く公私立大学に附属する病院であり、現に臨床研修医を受け入れている病院、又は、これに準ずる施設で厚生労働大臣が適当と認めるもの及び病院と臨床研修医の間において、原則として雇用契約の中に研修プログラムに定められている病院以外で診療に従事しない旨を明らかにされているものを対象とする。

(2) 地域協議会経費

平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（以下「省令施行通知」という。）に基づいて設置された臨床研修に関する地域協議会（以下「地域協議会」という。）であり、地域協議会の会則等で都道府県の行政担当者を構成員として含むこと、かつ募集定員の調整等について協議する際に都道府県内の全ての基幹型臨床研修病院及び基幹型相当大学病院に意見を求めることとしているものを対象とする。

3 補助対象外

国（国立大学法人、独立行政法人国立病院機構及び国立高度専門医療研究センターを含む。）が開設する病院又は設置する地域協議会（以下「補助対象外」という。）は補助の対象としない。

また、臨床研修を行う病院又は地域協議会において、医事に関する犯罪又は不正行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的（良質な研修の実施）を達成することが困難であると地方厚生局長が認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。なお、詳細は別に定める。

4 事業内容

省令施行通知に基づく臨床研修事業とする。

5 申請の手続き

(1) 教育指導経費

補助金の申請は、原則として病院群単位でプログラム毎に所要の経費を取りまとめ、研修管理委員会の了承の下、代表施設（原則として、基幹型臨床研修病院）が手続きを行うこととする。

①基幹型臨床研修病院が補助対象外の場合は、代表となる補助対象の協力型臨床研修病院が当該病院群の補助対象施設（協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設）の研修に係る経費を取りまとめて申請することができるものとする。

また、協力型臨床研修病院についても補助対象外の場合にあっては、代表となる臨床研修協力施設が申請することができるものとする。

②同一の病院群において、補助対象外の協力型臨床研修病院と臨床研修協力施設が参加している場合には、臨床研修医の受け入れの実態等（人数、期間等）によって、補助基準額を減額するものとする。

③一病院において複数のプログラムを有している場合は、按分等の方法によりプログラム毎に経費を明確に区分するものとする。また、対象経費の計上において、当該経費が専任、専用でない場合は、業務内容や使用頻度等により経費を按分して対象経費に計上するものとする。

(2) 地域協議会経費

補助金の申請は、地域協議会の設置者が所要の経費をとりまとめ、手続きを行うこととする。